平成28年　第654号

広報大鰐（おおわに）

7月

KOHO ● OWANI

SPA・SNOW・APPLE LAND　OWANI

青森県
大鰐町
広報誌

湯の郷・雪の郷・りんごの郷　おおわに

●大鰐町ホームページアドレス　http://www.town.owani.lg.jp

■３年生男子の400Mリレー

５月27日、大鰐中学校大運動会が開催された。

晴天の中、クラス対抗で優勝を争った。

■大鰐小学校運動会（５月22日）

Topics
話題

第39回大鰐温泉つつじまつり

大鰐温泉観光協会主催(会長坂本府隆氏)の第39回大鰐温泉つつじまつりが5月21日、茶臼山公園で開幕し、25日まで開催されました。

今年の茶臼山公園のつつじは5月10日に開花宣言、18日に満開宣言がされ、21日の開会式で坂本会長は「今年のつつじはご覧のとおり素晴らしい咲き方をしている。是非楽しんでいただきたい」と、更に山田町長は茶臼山公園のつつじに関して「観光のランドマークとして大いにアピールしていきたい」と語っていました。

第21回万国ホラ吹き大会

万国ホラ吹き大会実行委員会(会長清水崇則氏)主催の『第21回万国ホラ吹き大会』が6月4日、鰐cometで開催されました。

今年度の『ホラ吹き大会』には、県内外から10名(＋特別参加1名)が出場し、審査の結果、初出場の笹沼正悦氏(むつ市)が優勝者の称号である仙人位を獲得しました。

【ホラ吹き大会結果】

仙人　笹沼正悦　(むつ市)
達人　佐藤武夫　(六戸町)
　　清水稼志男　(藤崎町)
　　富樫玲子　(大館市)
名人　畑山　猛　(能代市)
　　近藤武彦　(弘前市)
　　鈴木昭雄　(田舎館村)
師範　津谷忠正　(北秋田市)
　　秋元隆徳　(大館市)
　　岩澤義光　(大館市)
特別参加　清水尊琉(大鰐町)

■三ツ目内獅子踊り保存会の演舞

鰐中運動会

5月27日、大鰐中学校で大運動会が開催され、各学年クラス対抗で競技が行なわれました。

閉会式の講評で笹日出美校長は「皆さん本気でプレーをしており、特に3年生はさすが学校の顔と言うべきものだった。全員が達成感を得て、自信になったと思う。この本気を、これからの学校生活でも活かしてほしい」と語りました。

Town
町の

増田手古奈記念大鰐温泉俳句大会

第23回増田手古奈記念大鰐温泉俳句大会が５月21日、町中央公民館で行なわれました。

吟行句の部には56名が参加、計１６８句の投句がありました。

当日は、募集句（計２２５句）の入選句も発表となり、各表彰が行なわれました。

手古奈賞及び選者投句は次のとおりです。（学年については平成二十七年度のものです）

●募集句　高校・一般の部

ふんわりと丸き屋根なる雪の村　大鰐町　松野千佳子
仰ぐ山振り返る山つつじ燃ゆ　大鰐町　木田はるの
春めきてなほ一ト吹雪二タ吹雪　青森市　柏原昭三
お正月すぎるとまただひとりっ子　弘前中央高校一年　福士佳那子
もりあがれ雪と灯とたいこの音　弘前中央高校二年　葛西由依

●吟行句の部

平川の流れ優しく夏の来る　大鰐町　奈良しみゑ
手古奈句碑燃えるつつじの色纏ひ　大鰐町　松野千佳子
駅下りしより家々のつつじかな　青森市　柏原昭三
句碑の径つつじ明かりに誘はれ　弘前市　木田多聞天
湯の町の足湯に木の香夏燕　弘前市　小杉郁子

●選者投句

登りゆくつつじの小道句碑の径　増田義昭
三角の苗床一つづつならぶ　佐藤多太子
草引かれ清々しさの奥都城に　吉田紅一

第６回大鰐温泉つつじまつりＧＧ交歓大会成績

大鰐町グラウンド・ゴルフ協会（会長外崎俊一氏）主催による「第６回大鰐温泉つつじまつりＧＧ交歓大会」が５月27日、あじゃら常設グラウンド・ゴルフ場で２１７名が参加して開催されました。

開会式で外崎会長は「毎年この大会を続けていき、皆さんの健康も維持していきたい」と語っていました。

上位成績結果は次のとおりです。

■グランドチャンピオン
（各組男女各々1位によるプレーオフで決定）
男子の部　石田隆也（弘前）
女子の部　竹村節子（平川）

■赤組（男子）
①船水清治（大鰐）58
②三浦富夫（平川）60
③佐藤孝雄（青森）60
④葛原信一（平川）61
⑤葛西　優（大鰐）61

■赤組（女子）
①竹村節子（平川）62
②黒石美智（平川）62
③岩谷弘子（弘前つがる）63
④工藤その（青森）65
⑤斉藤千賀子（平川）65

■青組（男子）
①石田隆也（弘前）48
②木村　淳（弘前）60
③横山　強（藤崎）61
④渡部邦夫（むつ）62
⑤工藤勝則（青森）63

■青組（女子）
①三橋よしゑ（平川）58
②鈴木テツ子（青森）63
③米澤礼子（むつ）63
④秋元俊子（五所川原）63
⑤工藤　富（大鰐）65

■黄組（男子）
①佐藤武男（黒石）58
②斉藤金一（黒石）60
③対馬寿幸（岩木）65
④黒滝良一（つがる）65
⑤福嶋正治（岩木）66

■黄組（女子）
①佐藤てつ（大鰐）58
②西沢絹代（弘前）58
③三上英美子（岩木）61
④桜庭ユキヱ（弘前）63
⑤京谷依子（つがる）64

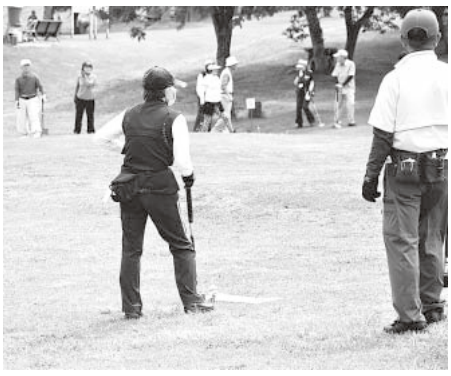

・警察と地域が連携して問題を解決しましょう

警察では、暴走族を根絶するための各種対策や取締り活動を展開していますが、県民のみなさんの協力も不可欠です。

県民一人ひとりが監視の目を光らせて、地域や職場ぐるみで暴走族３ない運動

・暴走をしない・させない・見に行かない

を展開し、暴走を許さない安全で安心な街を作りましょう。

３．高齢者講習の早期受講についてのお願い

70歳以上の方が運転免許証を更新する場合は、あらかじめ高齢者講習の受講が必要となります。

また、75歳以上の方は高齢者講習に加え講習予備検査も受検することになっています。

高齢者講習は、県内の指定自動車教習所で行われておりますが毎年２万人以上の方が受講するため、時期によっては教習所が大変混み合い、高齢者講習の予約日が１ヶ月以上も先になることがあります。

高齢者講習が必要な方には、運転免許証の有効期限の約６ヶ月前に運転免許センターから「高齢者講習通知書」が発送されますので、通知書が届きましたら、記載されている教習所の中から希望の教習所を選び、早期の予約、受講をお願いします。

なお、高齢者講習を終了すると、「高齢者講習終了証明書」が交付されますが、免許証の更新手続きの際に必要となりますので紛失しないようにお願いします。

高齢者講習の予約状況については、青森県指定自動車教習所協会のホームページ

高齢者講習空き情報「あきちゃん」http://aoshikyo.jp/akichan

で確認することができますので参考として下さい。

詳しいことについては、県警察本部運転免許課　講習係　☎017-782-0081　までお問い合わせ下さい。

■黒石警察署大鰐分庁舎管内交通事故発生状況（平成28年５月末累計）

		大鰐分庁舎管内		大鰐町	
		28年	前年比	28年	前年比
人身事故	発生件数	16	8	14	8
	死者	0	0	0	0
	傷者	21	12	19	12
物件事故		62	－２	49	5

自衛官募集案内

●自衛隊だより

募　集　項　目	資　　格	受　付　期　間	試　験　日
航空学生	高卒(見込み含)21歳未満	７月１日～９月８日	９月22日(木)
一般曹候補生	18歳以上27歳未満	７月１日～９月８日	９月17日(土)
自衛官候補生(男子)	18歳以上27歳未満	７月１日～９月８日	９月27日(火)・28日(水)
自衛官候補生(女子)	18歳以上27歳未満	７月１日～９月８日	９月26日(月)

受験資格等細部につきましては、自衛隊弘前地域事務所へお問い合わせ下さい。

■お問い合わせ先　〒036-8093　弘前市城東中央３丁目９－19　自衛隊青森地方協力本部弘前地域事務所

☎0172-27-3871　Ｅメール：aomori.pco.hirosaki@rct.gsdf.mod.go.jp

黒石警察署大鰐分庁舎だより

（☎48-2241）

１．特殊詐欺に注意しよう！

◎青森県内の特殊詐欺被害状況

平成28年４月末の青森県内での特殊詐欺の被害件数は21件、被害金額は約１億1,400万円となっており、６年連続で被害金額が合計１億円を超えています。

「私は大丈夫。」という慢心は危険です。

いつ、自分(又は家族)が被害に遭うかわからない、それが特殊詐欺です。

手口を理解したら、家族やご近所の方にも教えてあげましょう。

地域全体で防犯対策を情報共有し、被害を防止しましょう。

【特殊詐欺のはじまり】

ある日、自宅の固定電話機又は携帯電話機に犯人から電話やメールで連絡が来ます。

～注意！～〇だましの手口は、「会話」から始まります。

〇だまされないためには、犯人のよく使う「会話(メールであれば文章)」を覚えておく必要があります。

【手口例】～インターネットサイトの登録料・退会料などの「架空請求詐欺」～

スマートフォンに、「退会手続きが終了していません。窓口に電話してください。」という内容のショートメールが届きました。

問い合わせ先に電話をすると、「あなたは以前登録したサイトの利用料金を滞納している。 退会料と合わせて振り込んでください。」と言われた。

～注意！～〇覚えのない登録の場合、指示には従わず、メールや電話は無視しましょう。

〇特定の電話番号やメールアドレスから連絡が届かないように設定しましょう。

◎必ず相談しましょう！

特殊詐欺の手口はこれら以外にも様々です。常に警戒心を持ちましょう。慌ててお金を用意する前に、必ず家族や知人、警察に相談してください。

警察安全相談電話　＃9110　または　☎017-735-9110

２．地域ぐるみで暴走族を追放しよう！

・暴走族って何？

暴走族とは、「改造バイク・四輪車」で爆音・暴走行為や蛇行運転、信号無視等の違法行為を繰り返し、地域住民に危険・迷惑を及ぼしている集団です。

また、暴走族の一部の者は、暴走行為だけでなく、強盗、傷害、恐喝、バイクや車の窃盗事件を繰り返す者もおり、単なる暴走行為集団ではなく、犯罪集団化する傾向にあります。

・暴走族は暴力団の予備軍

暴力団は、暴走族に目を付け、組織に引き入れようと狙っています。

暴走族の背後には暴力団組織が隠れており、一旦暴走族に入ってしまうと、抜けようとするときにリンチを受けたり、「脱退料」としてお金を取られたりしています。

『振り込め詐欺』等不審な電話にご注意！ おかしいなと思ったら黒石警察署大鰐分庁舎まで

消防だより

消防署　南分署
☎48−2108

平成28年度全国統一防火標語

消しましょう
その火その時　その場所で

正しく使って楽しい花火

花火は夏の風物詩。家の庭などで、子どもたちが花火をしている姿を見かけるようになります。

気軽に楽しめる「おもちゃ花火」でも、正しく取り扱わないと火災になったり、やけどを負うなどの事故になることがありますので、必ず次のことに注意し、楽しく遊びましょう。

○風の強い乾燥した日は花火をしない。
○注意書きを必ず読む。
○花火をほぐしたり、束ねて点火したりしない。
○燃えやすいものがない安全な場所を選ぶ。
○子どもだけで花火をさせない。
○水の入ったバケツなどを用意する。

※おもちゃ花火の遊び方については、日本煙火協会のホームページ(http://www.hanabi-jpa.jp)に詳しく掲載されていますのでご利用ください。

■問い合わせ先　消防本部予防課(☎0172−32−5104)か、最寄りの消防署、分署へ。

やけどに注意

暑さも日々に増し、これからバーベキューや花火をしたり、海やプールで泳ぐ機会が多くなります。

海やプールでの日焼けも「やけど」のひとつの種類であり、町民の方も経験がある人は多くいるでしょう。「やけど」はその程度によって処置の仕方が異なります。「やけど」の程度は大きく三つに分けられますので症状や処置を紹介します。

軽度(Ⅰ度のやけど)
○症状
表皮だけのやけど。皮膚が赤くなりヒリヒリする。
※処置
流水で15分くらい冷やす。冷やし方が足りないと軽度のやけどでも水ぶくれができることがあるので注意。

中等度(Ⅱ度のやけど)
○症状
やけどが表皮の下の真皮に及んでいる。皮膚が赤くなり、痛み、水ぶくれが起きる。
※処置
流水で15分くらい冷やし、水ぶくれは破らないようにする。中等度の中でも、もし、水ぶくれが破れた場合はその膜をはがさず水を浸したきれいなガーゼ等で軽く覆い、上から水をかけ乾燥に気をつける。やけどが深い場合や範囲が広い場合は、入院可能な医療機関を受診することをお勧めします。

重度(Ⅲ度のやけど)
○症状
顔が蒼白になる。皮膚の神経まで損傷を受けているため、痛みはほとんど感じない。患部は白色や黒色、褐色になる。
※処置
きれいな冷たい水で冷やし、水を浸したきれいなガーゼ等で軽く覆い、上から水をかけ乾燥、感染に気をつけると同時に、すぐに救急車を呼びましょう。

水難事故にも注意しましょう

もし海やプールで溺れている人を見つけたら大声で周囲の人に知らせ、119番通報など応援を求めましょう。

一人で水の中に飛び込むと、溺れている人にしがみつかれ、自分の命までも失うことになります。また、プロであっても泳いで救助に行くことは最終手段とされています。

救助するときは、ロープや棒、浮き輪などを使って陸上から助けることを心がけましょう。

平成27年10月1日から「高機能消防指令センター」が運用開始されています

弘前地区(弘前市・藤崎町・大鰐町・西目屋村)、黒石地区(黒石市・田舎館村)、平川市、板柳町の4箇所に機能が分散していた「119番」通報が、弘前消防本部庁舎内の「高機能消防指令センター」へ集約することになりました。

【お願い】
「高機能消防指令センター」へは3市3町2村から「119番」通報が入電することになります。管内には同じような町名もあり、通報の際は、あわてず市町村名からお願いします。また、最寄の消防署、分署へ直接加入電話にて通報して来る方がいますが、電話を受けた職員が同じ内容を通信指令センターへ伝えなければいけないため、出動するまでの時間が遅れる場合があります。そのため、災害通報は「119番」へ通報して下さるようお願いします。

■お問い合わせ　弘前消防本部通信指令課　☎0172−32−5101

投票区の一部を変更しました

●選挙管理委員会だより

大鰐町選挙管理委員会では、各投票区の利便性を主な目的として、第１投票区(大鰐町中央公民館)と第18投票区(湯野川原社会福祉館)の投票区の区域を変更しました。

なお、この投票区の変更は、７月10日(日)執行の第24回参議院議員通常選挙からとなりますので、該当する地区の住民の方は、お間違えの無いようにお願いします。

投票区の区域変更一覧

●変更前

投票区名	投票区の区域
第１投票区 (大鰐町中央公民館)	・大鰐６町内Ａ ・大鰐６町内Ｂ ・大鰐７町内Ａ ・大鰐７町内Ｂ ・大鰐８町内 ・大鰐９町内 ・大鰐10町内
第18投票区 (湯野川原社会福祉館)	・大鰐１町内 ・大鰐２町内 ・大鰐３町内 ・大鰐４町内 ・大鰐５町内Ａ ・大鰐５町内Ｂ

⇒

●変更後

投票区名	投票区の区域
第１投票区 (大鰐町中央公民館)	・大鰐４町内 ・大鰐５町内Ａ ・大鰐５町内Ｂ ・大鰐６町内Ａ ・大鰐６町内Ｂ ・大鰐７町内Ａ ・大鰐７町内Ｂ ・大鰐８町内 ・大鰐９町内 ・大鰐10町内
第18投票区 (湯野川原社会福祉館)	・大鰐１町内 ・大鰐２町内 ・大鰐３町内

■問い合わせ先　大鰐町役場選挙管理委員会　☎48-2111(内線123)

●青森県司法書士会だより

お盆の前に、相続のこと知っておきませんか？
「司法書士の日　相続登記無料相談会」
青森市・弘前市・八戸市の３会場で面談及び電話相談

日時：平成28年８月11日(木・祝)午前10時から午後３時まで

場所：青森会場　青森県司法書士会館　２階　会議室　〒030-0861　青森市長島三丁目５番16号

弘前会場　ヒロロ　３階　多世代交流室Ｂ・Ｃ　〒036-8003　弘前市大字駅前町９－20

八戸会場　ユートリー　５階　視聴覚室　〒039-1102　八戸氏一番町一丁目９－22

相談：面談相談　当日各会場先着順　電話相談　☎017-752-0440(青森会場のみ対応)

主催：青森県司法書士会

なお、相談は無料ですが具体的な手続きが必要になる場合には、別途費用がかかりますので相談員にご確認下さい。また、上記日時以外でも青森県司法書士会総合相談センター(☎0120-940-230)へご連絡いただけると相談のご案内やご相談内容に応じたお近くの司法書士の紹介を行っており、野辺地司法書士相談センター(☎0175-73-7130)では、毎週水曜日(午後２時～午後５時)と土曜日(午前９時～午後０時)に無料で相談をお受けしております。

●本件についての問合先　青森県司法書士会　青森市長島３－５－16　☎017-776-8398

●保健福祉課だより

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」について

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、平成28年７月31日が有効期限ですが、平成27年中の所得状況等により、平成28年度も引き続き認定される方には、新しい認定証（有効期限は平成29年７月31日まで）が郵送されますので、更新手続きの必要はありません。

平成28年度住民税非課税世帯の方で、新たに認定証の交付を希望する方は、後期高齢者医療被保険者証、印鑑及び個人番号（マイナンバー）がわかるもの（個人番号カードまたは通知カード）を持参の上、手続きしてください。

○平成28年度の保険料について

保険料額決定通知書を発送いたしますので、ご確認ください。

■保険料の決まり方（年額）

［被保険者全員が納める額］　　［所得に応じて納める額］

均等割額（40,514円）　＋　所得割額（基礎控除後の所得×所得割率（7.41％））　＝　青森県の保険料（限度額57万円）

※基礎控除後の所得とは、総所得金額等から33万円を差し引いた額となります。

○保険料の軽減措置について

所得が一定額以下の場合は、保険料が軽減されます。詳しくは保険料額決定通知書をご覧ください。

○保険料の減免等について

天災その他特別な事情で、医療機関等の窓口負担や、保険料を納めることが著しく困難になった場合は、申請により減免等を受けられることがありますので、お早めにご相談ください。

その他ご不明な点は、保健福祉課国保係（☎48－2111内線318）または青森県後期高齢者医療広域連合（☎017－721－3821）までお問い合わせください。

○「いきいき健康づくりのために」パンフレットについて

青森県後期高齢者医療広域連合では、被保険者のみなさんに、健康を維持しながら、いつまでも健やかに過ごしていただきたいという願いを込めて「いきいき健康づくりのために」というパンフレットを作成しています。

ご覧になりたい方は、大鰐町役場保健福祉課６番窓口までお問い合わせください。

入国警備官採用試験

●仙台入国管理局だより

■受験資格

１．警備官

（１）平成28年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して５年を経過していない方及び平成29年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの方

（２）人事院が上記に準ずると認める方

２．警備官（社会人）

昭和51年４月２日以降に生まれた方（上記１（１）に規定する期間を経過した方及び人事院がそれに準ずると認める方に限ります）

■受付期間

・インターネット　７月19日（火）9:00～７月28日（木）

・郵送または持参　７月19日（火）～７月21日（木）

※できるだけインターネット申込みを利用して下さい。

■第１次試験　９月25日（日）

第１次合格発表　10月12日（水）

第２次試験　10月25日（火）～10月27日（木）

最終合格発表　11月22日（火）

■お問い合わせ

法務省仙台入国管理局総務課☎（022）256-6076

人事担当　上石・赤井・三塚

●住民生活課だより

ご存知ですか公的年金制度

◆平成28年度国民年金保険料免除申請受付開始

平成28年度の免除等の受付を７月１日より開始します。対象期間は、平成28年７月分から平成29年６月分までになります。

また平成26年４月から法律が改正され、２年１か月前の月分まで遡及して免除申請をすることができるようになりました。（１年度＝７月～翌年６月）

（例）平成28年７月に申請できる期間は「平成26年６月分から平成29年６月分まで」

①平成26年６月分　　(平成25年度)
②平成26年７月分～27年６月分(平成26年度)
③平成27年７月分～28年６月分(平成27年度)
④平成28年７月分～29年６月分(平成28年度)

４枚の申請書を提出することになります。

※なお、この例では平成26年５月分以前は時効により申請できません。

◆納付猶予制度対象年齢拡大

現在、20歳～29歳の被保険者を対象とした「若年者納付猶予制度」が平成28年７月より「納付猶予制度」として、対象者の年齢を49歳まで拡大することになりました。

「納付猶予制度」とは？

・役場窓口・年金事務所等で申請し、国民年金機構より承認されると、保険料の納付が猶予されます。

そのままにしておくと、どうなるの？

・万が一の時、次の国民年金が受給できなくなります。
・老齢基礎年金：65歳から死亡するまで受給できる終身年金
・障害基礎年金：病気やけがで障害が残った時に受給できる年金
・遺族基礎年金：本人が死亡した時に配偶者や子供が受給できる年金

「納付猶予」が承認されると、その期間は未納期間ではなくなり、将来の老齢基礎年金を受給するために必要な期間（受給資格期間）として計算されますが、保険料の納付が猶予されているだけですので、猶予期間は受給する年金額には反映されません。10年以内に追納（※）すれば、将来の受給額を増額することができます。

また、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間にも算入されます。

※10年以内に支払う「追納」は、納付猶予を承認された期間の翌年度から起算して、３年度目を過ぎると、当時の月額保険料に加算金がつきます。

◎「納付」「納付猶予」「未納」の違い

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金
	受給資格期間への参入	年金額への反映	受給資格期間への参入
納　付	○	○	○
納付猶予	○	×	○
未　納	×	×	×

■詳しくは　町役場住民生活課　国民年金係☎48―2111内線327

クマの被害に遭わないよう、注意しましょう！

●農林課だより

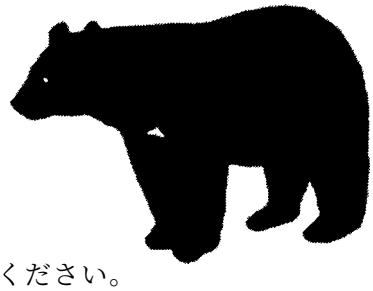

５月中旬から現在に至るまで、青森県との県境付近に位置する秋田県鹿角市十和田地区の山林において、ツキノワグマによる死傷事故が発生しております。

大鰐町においても、クマの目撃情報がよせられていますので、住民の皆さんは、クマの被害に遭わないように周囲に十分注意してください。

「クマに遭わないために･･･」

１．クマは夜間や早朝の薄暗い時間帯によく行動しますので、その時間帯に外出される場合は、特に注意してください。

２．できるだけ単独行動は避けるとともに、自分の存在をクマに知らせるため、大きな音がする鈴を身につけたりラジオを鳴らして携帯するようにして下さい。

３．山の中でクマの足跡や糞を見つけたら、その付近をクマが行動している証拠です。すぐに引き返して下さい。

４．クマは、腐りかけた果実なども大好き！

放棄果樹、廃棄果実等は、クマの好む餌であり、出没原因となるため、伐採や収獲、回収などを行い、適正に管理してください。

尚、クマを目撃した方は、町役場農林課までお知らせください。

●お問い合わせ　☎48-2111(農林課)

●弘前高等技術専門校だより

青森県立弘前高等技術専門校　オープンキャンパスのご案内

期日　平成28年７月30日(土)

場所　青森県立弘前高等技術専門校(弘前市緑ヶ丘１丁目９－１)

内容･定員

【１】施設公開　午前９時～午後３時30分

【２】技能教室　午前10時～12時、午後１時30分～３時30分

①ミニバギー製作　午前20名、午後20名

②ミニベンチ製作　午前20名、午後20名

③移動式水栓柱製作　午前10名、午後10名

④ワイヤー吊り鉢製作　午前10名、午後10名

参加方法

①小学生の参加は、保護者同伴にてお願いします。

②参加料は無料です。

③申し込みは、(氏名、年齢、電話番号、製作名、午前／午後)を明記し、ＦＡＸ又はメールにて受付します。

④募集受付は、７月11日(月)午前９時から。募集締切は、７月22日(金)午後５時までです。

⑤ただし、定員になり次第締め切ります。

お問い合せ先　青森県立弘前高等技術専門校　訓練課

☎0172-32-6805　ＦＡＸ0172-35-5104　メールhi-gisen@pref.aomori.lg.jp

●保健福祉課だより

平成28年度の介護保険料が決定しました

平成28年度の第１号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料額は、ご本人の平成27年中の所得や平成28年度の町民税の課税状況によって決定します。なお、年度途中で65歳になった方や大鰐町に転入した方の保険料額は、月割により計算します。

介護保険料の決定通知書は７月初旬にお送りしますので、届きましたらご確認ください。

【平成28年度の介護保険料年額】

区　分	対　　象　　者	保険料年額
第１段階	生活保護受給者、または本人及び世帯全員が住民税非課税の方で、課税年金収入額等が80万円以下、または老齢福祉年金受給者の方	34,020円
第２段階	本人及び世帯全員が住民税非課税の方で、課税年金収入額等が80万円超～120万円以下の方	56,700円
第３段階	本人及び世帯全員が住民税非課税の方で、課税年金収入額等が120万円超の方	56,700円
第４段階	本人が住民税非課税で、世帯の誰かに住民税が課税されている方で、課税年金収入額等が80万円以下の方	68,040円
第５段階	本人が住民税非課税で、世帯の誰かに住民税が課税されている方で、課税年金収入額等が80万円超の方	75,600円
第６段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	90,720円
第７段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上～190万円未満の方	98,280円
第８段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上～290万円未満の方	113,400円
第９段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上の方	128,520円

保険料の納め方は、年金から天引き（特別徴収）される場合と、納付書による納付（普通徴収）の２つに分かれています。

○特別徴収　＝　年金から天引きされます。
【対象者】 年金が年額18万円以上の方
【納め方】 偶数月に支払われる年金から、介護保険料があらかじめ天引きされます。

○普通徴収　＝　納付書で個別に納めます。
【対象者】 年金が年額18万円未満の方
【納め方】 納期ごとに町から送付された納付書をもって、指定の金融機関または役場会計窓口で納めていただくか、口座振替によって納めていただきます。

納期は７月（第１期）～翌年１月（第７期）となります。

※口座振替をご利用すると便利です！

保険料が金融機関から自動的に振り替えられるため、手間が省け、納め忘れもなくなります。取扱い金融機関で、通帳届出印、通帳、納付書を持参して「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。（口座振替の開始は、申込みの翌月以降となりますのでご注意ください。）

●介護保険料を滞納すると（給付制限について）･･･

介護保険料の納め忘れがありますと、介護サービスを利用した際に、利用料をいったん全額支払わなければいけなくなったり、負担割合が引き上げられたりするなどのペナルティが課せられる場合がありますので、納め忘れのないようお願いいたします。

■介護保険の認定を受けているみなさんへ

介護保険の認定を受けている方全員に「介護保険負担割合証」が、７月下旬に送付されます。

この負担割合証には、介護保険サービスの利用者負担の割合が記載されています。

介護保険でサービスを利用するときの負担割合は、平成27年中の所得によって、「１割」または「２割」となります。なお、この負担割合は個人ごとに決まるので、同じ世帯でも人によって負担割合が異なる場合があります。

２割負担となる一定以上所得者とは、次の①、②の両方にあてはまる方です。
①本人の合計所得金額が160万円以上
②同一世帯の65歳以上の人（第１号被保険者）の「年金収入 ＋ その他の合計所得金額」が、単身で280万円以上、２人以上で346万円以上

負担割合証の有効期間は、毎年８月１日から翌年７月31日までの１年間で、毎年発行されます。

この負担割合証は、介護保険のサービスを受けるときに保険証と一緒に、サービス事業者に提示してください。

なお、ご不明な点などありましたら下記までお問い合わせください。
■町役場保健福祉課介護保険係
☎48－2111（内線313･314）

4．受験申込手続

（1）次の書類を総務課へ提出してください。

①受験申込書（総務課で配布又は町ホームページより印刷）

②本人写真（試験日から3か月以内、カラー写真、縦4㎝×横3㎝）　2枚

※裏面に試験職種と氏名を必ず記入し、うち1枚は受験申込書の所定欄に貼付してください。

（2）受験申込用紙の請求及び申込先

〒038-0292

青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5－3

大鰐町役場　総務課　職員採用試験係宛

（3）受験申込締切日等

①締切日　平成28年8月5日（金）

②受付時間　午前8時30分～午後5時

※土・日曜日、祝日は受験申込書の配布、受付はできません。

※郵送による申込みの場合は、締切日までに到着したものに限り受付します。

5．合格発表

第1次試験、第2次試験の合格通知等は、後日郵送で連絡します。

6．合格から採用まで

（1）社会福祉士

①この試験の最終合格者は、採用候補者名簿に採用試験の得点順に登載されます。

②採用は、最終合格者の意思を確認した上で、採用候補者名簿の採用試験の登載順（得点順）に行い、平成29年4月1日付け条件附採用とし、6月ないし12月を良好な成績で遂行したときは正式採用とします。ただし、受験資格に定める資格免許取得見込で受験し合格した人で当該資格免許を取得できなかった場合は、採用されません。

③合格発表後、受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

（2）初級一般

平成29年4月1日付け条件附採用とし、6月ないし12月を良好な成績で遂行したときは正式採用とします。

7．初任給

初任給の額は、次のとおりです。

中級社会福祉士・・・・・大学新卒者の場合で、171,400円

初級一般職・・・・・・・・・高校新卒者の場合で、144,600円

※上記の額は、経験年数等により加算されることがあります。

8．問合せ

〒038-0292

青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5－3

大鰐町役場総務課職員採用試験係

電話0172-48-2111（内線112）

●総務課だより

平成28年度試験案内
大鰐町職員採用試験の実施について
【中級社会福祉士・初級一般職】

１．募集人員

中級社会福祉士･･･１名　初級一般職･･･２名程度

２．受験資格

(１)次に該当するもので、活字印刷文による出題に対応できる者

区　分	資　　格
中級社会福祉士	昭和56年４月２日以降に生まれた者で、社会福祉士の資格を有する者又は平成29年３月31日までに当該資格を取得する見込のある者
初級一般職	平成元年４月２日以降生まれの者で、学校教育法による高等学校(以下「高校」という。)を卒業した者及び平成29年３月31日までに高校を卒業する見込みの者(大学を卒業した者又は卒業見込みの者を除く。)

(２)次のいずれかに該当する者は受験できません。

①日本の国籍を有しない者

②地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者

ア　成年被後見人又は被保佐人

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　大鰐町の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

３．試験日等

(１)第１次試験

①試験期日、場所

区　分	期　日	場　所
中級社会福祉士	平成28年９月18日(日)	青森市内の会場
初級一般職		

②試験科目

種　目	出題数等	内　容
教養試験	40題 ２時間	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専門試験 (社会福祉士のみ)	30題 ２時間	社会福祉概論(社会保障及び介護を含む。)、社会学概論、心理学概論
事務適性検査 (初級一般のみ)	100題 10分	事務職員としての適応性(正確さ、迅速さ等の作業能力)
一般性格診断検査	150題 20分	公務員に求められる資質に関し、よく使われる面接評定項目に関連する性格傾向
職場適応性検査	120題 20分	公務の職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係に関連する性格傾向

(２)第２次試験　第１次試験合格者に詳細を通知します。

EVENT 行事予報

7月

■天候等による日程の変更にご注意ください。

10日(日)	○第24回参議院議員通常選挙
16日(土)～18日(月)	○中体連県大会
29日(金)	○大円寺宵宮

8月

11日(木)　○大鰐町成人式(受付９時30分～／式典10時～／町中央公民館)

2016 大鰐温泉サマーフェスティバル

●７月22日(金)
17:15～　オープニング　納涼ふぇあ＆ビアガーデン／平川親水公園

●７月23日(土)
8:00～　グラウンド・ゴルフ交歓大会／あじゃら常設グラウンドゴルフ場
9:00～　フリーマーケット／平川親水公園
9:30～　郵便局臨時出張所／平川親水公園
10:00～　大鰐町長杯ゴルフコンペ／青森ロイヤルゴルフクラブ
14:00～　親子食堂／平川親水公園
14:30～　大鰐小学校マーチングバンド演奏／平川親水公園
15:30～　大鰐中学校吹奏楽部演奏／平川親水公園
19:15～　親子野外映画デー＆ミニ花火大会／平川親水公園

●７月29日(金)
19:00～　温泉祈祷式／蔵館大湯会館

●８月１日(月)～７日(日)
大鰐温泉ねぷたまつり【合同運行日以外は自由運行】
合同運行１・３日　19:00～／審査１日(月)・表彰３日(水)／大鰐中学校⇒大鰐温泉駅⇒手古奈通り⇒マルシチ前(審査会場)

●８月17日(水)
19:00～　灯篭流し／平川親水公園【雨天時順延は19日(金)】

■詳しくは　大鰐温泉サマーフェスティバル実行委員会(町役場企画観光課内事務局)☎48－2111

第１回『大鰐町子ども議会』開催のお知らせ

子どもたちが町づくりと議会の関係を学び、子どもたちが町づくりを身近なものとして捉え、自ら行動し、参画するきっかけづくりを行ないます。

質問や答弁をする子どもたちの一生懸命な姿をご覧ください。

・期　日　　平成28年７月29日(金)
・時　間　　10時30分～12時
・場　所　　大鰐町役場　議場

INFORMATION

おしらせ①

■毎月20日は、健康の日です。自分のできることから取り組みましょう。

未来につなぐ相続登記～相続登記はお済みですか～

相続した不動産(土地・建物)についての相続登記(名義変更)は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

長い間、相続登記をしないで放置していたために、相続人が死亡してしまい、相続権のある人が次第に増え、遺産分割の協議がまとまりにくくなってしまうことがあります。

相続登記は、登記をしなければ罰せられるというものではありませんが、放置することは、自分の子供や孫に手間と費用をかけさせてしまう結果となります。

また、相続登記をしていないと次のような様々な問題が発生することがあります。

・土地を売って現金化したいが、土地の名義が曽祖父名義になっていてすぐに所有権移転登記ができない。
・空き家を有効利用したいが、所有者が分からず交渉できない。
・森林の所有者が分からず、山が荒廃している。
・用地買収の話があったが、相続人間で争いになった。
・所有者との連絡が取れず、災害復旧などの緊急性のある工事が遅れる。

トラブルを未然に防ぐためにも、早めに相続登記をしましょう。

【お問合せ先】
○青森県司法書士会総合相談センター(無料相談:予約制)相談予約受付☎0120－940－230
(予約受付時間／月～金(除く祝日)10時から16時)
○青森地方法務局弘前支局(登記相談は予約制)☎0172－26－1150

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の申請はお済みですか？

年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請は８月９日で終了します。

申請期間が過ぎると受付ができません。支給対象者の方は手続きをお忘れなく。

○支給対象者
・平成27年度臨時福祉給付金の支給対象である方のうち、平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年４月１日以前に生まれた方)が対象です。

※なお、平成27年度臨時福祉給付金の支給要件は、以下のとおりです。

◎平成27年１月１日時点で大鰐町に住民登録されており、平成27年度分の町民税(均等割)が課税されていない方

※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外です。

①平成27年度の住民税(均等割)が課税されている方の税法上の扶養親族や事業専従者である場合
②生活保護の受給者である場合

○申請方法
申請書に必要事項を記入の上、必要書類と一緒に郵送または役場「年金生活者等支援臨時福祉給付金受付窓口」に提出してください。

○支給額
支給対象者一人につき30,000円

○お問い合わせ
大鰐町役場保健福祉課　福祉係　☎48－2111(内線302)

放置自転車の処分について

大鰐温泉駅前駐輪場に放置されている自転車を駐輪場Ｄ棟(一番奥)に移動しました。

お心あたりの方は早めにＤ棟から移動するようお願いします。なお、７月31日までに移動しない場合は、放置自転車として処分します。公共の駐輪場です。利用する際にはルールを守るようお願いいたします。

●連絡先　町役場企画観光課
☎48-2111(内線223)小田桐

第12回大鰐町長寿福祉祭(金婚顕彰)のお知らせ

平成28年９月５日(月)大鰐町総合福祉センターで「第12回大鰐町長寿福祉祭」を開催致します。

この席上で金婚ご夫婦を顕彰いたします。

本年度は、昭和41年に婚姻届を提出したご夫妻が対象となります。対象となるご夫婦の方は、平成28年８月５日(金)までに戸籍謄本を下記にご持参の上お申し込み下さい。

■申込み・問い合わせは
大鰐町社会福祉協議会(町総合福祉センター内)
☎47-5151(事務局:出町)

所轄税務署に提出してください。
　これらの詳しい内容は、国税庁ホームページをご覧ください。
(www.nta.go.jp)

共通報告基準(ＣＲＳ)に基づく自動的情報交換について

　共通報告基準(ＣＲＳ)は、外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準で、この基準に基づき、各国の税務当局は、①自国に所在する金融機関等から非居住者が保有する金融口座情報の報告を受け、②租税条約等の情報交換規定に基づき、その非居住者の居住地国の税務当局に対し、その情報を提供します。
　平成27年度税制改正により、平成29年１月１日以後、新たに日本の金融機関等に口座開設等をする場合は、金融機関等へ氏名・住所(名称・所在地)、居住地国(例えば、日本)等を記載した届出書(新規届出書)の提出が必要となります。
　詳しい内容は、国税庁ホームページをご覧ください。
(www.nta.go.jp)

【藍染め体験教室】参加者募集

　津軽地方で伝承されてきた伝統工芸、藍染めを体験します。できるだけ水の使用をひかえた環境にやさしい染めの技法でお気に入りの布製品をオリジナルにリメイクしてみませんか。
○とき
・染めの技法：８月20日(土)　午前９時半～午後12時半
・布製品の染色：８月27日(土)　午前９時半～正午
※作業がしやすく、汚れても構わない服装でお越しください。
○ところ　弘前地区環境整備センタープラザ棟(町田字筒井)
○講師　斉藤サツ子さん(青森県環境パートナーシップセンター会員)
○定員　20名(カッターを多用するので小学５年生～大人の方が対象です。両日への参加が必要です。)
○参加料　無料
○持ち物　藍で模様を入れたい、もめん製品１点(ハンカチ、布製バッグなど)
○申込受付　８月５日(金)から
○問い合わせ・申込先　弘前地区環境整備センタープラザ棟(☎36-3388、受付時間は午前９時～午後４時)
※月曜日は休館日です。月曜日が祝日の場合は翌日が休館日です。

バスの車内事故防止についてのお願い

　走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをする場合があります。お降りの際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから席をお立ち願います。
　また、バスは安全運転に徹しておりますが、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。満席のため、お立ちになってご利用いただく場合には、吊革や握り棒にしっかりおつかまり下さい。
　バスの車内事故防止に皆様のご理解とご協力をお願いします。
■東北運輸局青森運輸支局・(公社)青森県バス協会

戦後海外から引き揚げて来られた方々へ

　税関では戦後、海外から引き揚げて来られた方々からお預かり致しました、約86万件の下記のような見返還の保管証券類をお返ししております。
●終戦後、海外から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券。
●帰国前に樺太(真岡、大泊、豊栄、留多加など)、満州(瀋陽、吉林、撫順、鞍山など)にあった在外公館、日本人自治会に預けられた通貨・証券等のうち日本に返還されたもの。
【保管証券類とは･･･】
　税関が保管している通貨・証券類とは、日本銀行券(新・旧)、旧日本軍軍票、預貯金証書、国際証書などをいいます。上陸港で引揚者から税関が預かった『上陸港扱いの保管物件』と外地からの引揚げの際、在外公館又は日本人自治会へ寄託され、最終的に税関に移管された『外地扱いの保管物件』があります。
　返還の請求はご本人だけでなくご家族の方々でも構いません。『もしかしたら家にも･･･』とお気づきの方は、お気軽に最寄の税関までお問い合わせください。
■お問い合わせ先
・函館税関監視部統括監視官部門　〒040-8561　函館市海岸町24番４号函館港湾合同庁舎
☎0138-40-4244　又は
・青森税関支署　〒030－0811　青森市青柳１丁目１番２号青森港湾合同庁舎　☎017-734-0780
・函館税関ホームページ
http://www.customs.go.jp/hakodate

INFORMATION

おしらせ②

■７月は、固定資産税（土地・家屋・償却資産）・都市計画税２期、国民健康保険税１期の納期です。

平成28年大鰐町成人式についてお知らせします

開催日

・平成28年８月11日（木）：山の日

会場

・大鰐町中央公民館４階集会室

時間　受付9:30～／式典10:00～10:20／記念撮影10:20／ミニコンサート10:30～11:00／懇談会11:00～11:40予定

対象者　平成８年４月２日～平成９年４月１日生まれの方

■詳しくは　町中央公民館☎48－3201

大鰐町幼稚園就園奨励費補助金についてのお知らせ《幼稚園児保護者の皆様へ》

町では、私立幼稚園に就園している児童に対して「就園奨励費補助事業」を行っています。

申請手続きは幼稚園を通して行われ、各家庭の所得に応じて一人当たり年額62,200円から308,000円保育料が減額されます。

また、第２子及び第３子以降の世帯については所得制限を撤廃するなど、条件が異なる場合があります。

■詳しくは　町教育委員会　学務生涯学習課☎48－3201(吹田)、又は就園している幼稚園へ直接お問い合わせください。

放課後子ども教室（公民館教室）サポーターの募集について

教育委員会では、子どもたちの放課後や土曜日の安全・安心な学習拠点づくりとして、「放課後子ども教室」を中央公民館・旧大鰐第二小学校・湯野川原福祉館で開設しておりますが、来館児童の増加により公民館教室のサポーターを追加募集することにいたしました。興味・関心のある方のご応募をお待ちしております。

●勤務時間　週に１～２回程度（月～金曜日のいずれか）14:30～17:30（３時間）

●応募資格　年齢・性別・経験不問、子どもが好きな方

●勤務内容　児童（主に小学校低学年）の宿題や遊びの補助

●勤務場所　大鰐町中央公民館１階娯楽室

●謝礼　１回につき1,800円

●募集人数　若干名

●申込締切　７月29日（金）まで下記お問い合わせ先へ履歴書を提出して下さい。（郵送可）

※公民館教室について

・月曜日～金曜日の放課後　授業終了後～17:30まで

・土日祝、小学校の休業日、長期休業期間、給食なしの午前授業の場合はお休み

【お問い合わせ】 大鰐町教育委員会学務生涯学習課　〒038－0211　大鰐町大字大鰐字前田51－8　☎48－3201(大鰐町中央公民館内)　放課後子ども教室担当　成田（和）

法人の設立・異動の届出はお忘れなく

次の場合には、県税部に届出書の提出が必要となります。

１．法人を設立したとき

２．法人を解散・清算したとき

３．「法人の所在地、名称、代表者、資本金、事業年度等」に異動が生じたとき

添付書類等の詳細については、当課までお問い合わせください。

なお、届出書の用紙は、当県税部に備え付けていますが、県庁ホームページからダウンロードしてご利用いただけます。

詳しくは、青森県庁ホームページで「法人県民税・事業税(http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/010_02houjin.html)」を検索してください。

■問い合わせ先：中南地域県民局県税部　課税第一課　☎0172-32-1131(内線278)

所得税及び復興特別所得税の予定納税(第１期分)の納税をお忘れなく

所得税及び復興特別所得税の予定納税が必要な方には、６月中旬に所轄税務署から「平成28年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されていますので、お忘れなく予定納税(第１期分)の納期限(平成28年８月１日(月))までに納付してください。

また、振替納税を利用している方は、納期限に指定の金融機関口座から自動的に納付されますので、納期限前日までに口座の残高をご確認ください。

なお、予定納税の減額申請をする場合は、同年７月15日(金)までに「予定納税額の減額申請書」を

訂正とお詫び

先月号の広報紙(「広報おおわに６月号」)にて、「消費税の軽減税率制度の導入について」(「お知らせ」欄10ページ)という記事を掲載し、

「平成29年４月1日からの消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、～軽減税率制度が導入されることとなりました」

とお知らせしていましたが、平成28年６月１日、安倍内閣総理大臣は、消費税率の10%の引上げ及び軽減税率制度の導入時期を平成31年10月とする旨を表明しました。

先月号の記事については、現在交付されている法令に基づくものとなります。訂正してお詫びします。

また、今後の動向については国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧いただくようお願いいたします。

平成28年　県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会　平成28年５月31日現在

	５月中	年間累計	死者の状態			
発生	307件(＋31)	1,479件(－３)		年齢別	高齢者の死者(65歳以上の人)	６人(－２)
死者	４人(０)	16人(－１)		夜	夜間の死者	８人(０)
傷者	361人(＋18)	1,749人(－107)		状態別	歩行者の死者	２人(－５)
				飲酒	飲酒運転による死者	３人(＋２)
				シートベルト	自動車乗車中の死者	10人(＋２)
					非着用死者	３人(－１)

※(　)内は対前年比。また、速報値のため後日変更することがあります。

戸籍の窓口

■５月受付分

お誕生おめでとう

お子さん(父または母)地区名

田澤　真蕗(ま ろ)(男・準那)　居土

おくやみもうします

亡くなった人(年齢)地区名

米田　武美(81歳)　鯖石
畑中　俊勝(79歳)　虹貝新田
棟方　良子(88歳)　大鰐５Ａ
成田　定雄(78歳)　大鰐７Ｂ
工藤　セツ(92歳)　蔵館５Ａ
赤塚　和見(78歳)　蔵館７
長利　幸榮(80歳)　三ツ目内
横山　貞行(81歳)　大鰐10
神　順一(64歳)　三ツ目内
八木澤　ナミ(96歳)　島田
大川　正八(74歳)　長峰
山谷　節子(78歳)　島田
成田　榮(84歳)　宿川原

大鰐町の人口と世帯数

平成28年５月末日現在

人　口	10,181人
前月比	(－11)
男	4,690人
女	5,491人
世帯数	4,267世帯
前月比	(－１)

発行　大鰐町役場（〒〇三八―〇二九二　青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館五番地三）
編集　企画観光課　☎〇一七二―四八―二一一一（代）